

社労士 NEWS >>>

>>> 2017.9 Vol.082

発行 >>>

行政書士・社会保険労務士へんみ事務所 URL: <http://www.henmiadm.jp>

〒983-0834 仙台市宮城野区松岡町 20-61

Tel > 022-292-2351 Fax > 022-292-2352

CONTENTS >>>

1. 賃 金 > 残業代を織り込んだ賃金支払いの注意点
2. 安全衛生 > 熱中症の発生状況と対策
3. 提 供 > 経営に役立つビジネスレポート

1. 賃 金

残業代を織り込んだ賃金支払いの注意点

7月7日、残業代込み定額年俸の有効性が争われた裁判で、最高裁は「残業代と基本給を区別できない場合は残業代が支払われたとは言えない」として無効と判断しました。今回は、高裁判決から一転した判決を紐解きながら、残業代を織り込んだ賃金支払いの注意点についてお伝えします。

1. 事件概要と示された判断

この事件は、医師が勤務先の病院に対し、解雇の無効と未払残業代等の支払いを求めた裁判です。病院は給与規程で「時間外手当の対象は、勤務日の午後9時から翌日の午前8時30分までの間および休日に発生する緊急業務に要した時間」とし、それ以外の時間外労働に対する割増賃金については、雇用契約にて年俸に含むものとして合意していました。

このことについて、最高裁は以下のように考え方を示しました。

- ・労働者に支払われる基本給や諸手当にあらかじめ含めることにより割増賃金を支払うという方法自体が直ちに労働基準法に反するものではない
- ・割増賃金を支払ったか否かを判断するためには、割増賃金として支払われた金額が、通常の労働時間の賃金を基礎として、労働基準法に定められた方法により算定した額を下回らないか否かを検討することになる
- ・上記の検討の前提として、労働契約における基本給等の定めにつき、通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを判別することができることが必要である

本件では医師と病院との間においては、通常業務の延長とみなされる時間外労働等に対する割増賃金を年俸に含める旨の合意がされていたものの、**時間外労働等に対する割増賃金に当たる部分は明らかにされていませんでした**。つまり、医師に支払われた賃金のうち時間外労働等に対する割増賃金として支払われた金額を確定できず、割増賃金に当たる部分を判別することはできません。そのことから、**年俸の支払により時間外労働および深夜労働に対する割増賃金が支払われたということ**はできないとの判断が示されました。

2. 最高裁判決の意義

残業代“込み”の給与支払いについては過去複数の判例で、“給与の中で基本給と残業代とを区別出来ること”との要件が示されてきました。しかし、今回の事件は医師の年俸が高額(1,700万円)であったこともあり、高裁判決では、「**本件合意は上告人の医師としての業務の特質に照らして合理性があり、上告人が労務の提供について自らの裁量で律することができたことや上告人の給与額が相当高額であったこと等からも、労働者としての保護に欠けるおそれはない**」と判断されていました。

これに対して最高裁は、前記の考え方を示すと共に、高裁判決について「**判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある**」として高裁判決の割増賃金および付加金の請求に関する部分を否定しています。

今回の判決で示されたことは、残業代の支払いについて最高裁は非常に厳格で、例えば高額な年俵が支払われていたとしても労働基準法のルールは免れられないということです。

残業代の支払いについては年俵の額や職種によって抜け道があると考えべきではなく、「給与の中で基本給と残業代とを区別できる」「割増賃金として支払われた金額が労働基準法に定められた方法により算定した額を下回らない」という要件を満たすことが求められます。

これまで見てきたように、残業代を基本給などに含める制度を取り入れたとしても、企業は従業員の残業

時間を明確に把握して、残業代が実際の労働時間に対応して支払われているかを確認することが重要です。「労務管理や給与計算が簡単になりそうだ」「残業代の上振れをなくせるかもしれない」といった考え方で、安易に固定的な残業代の支払いを導入するべきではありません。

今回の最高裁判決は、全国紙や通信社のホームページなどでも広く報じられています。この機会に自社の給与規程が正しく運用されているか、労働時間が的確に管理されているか、定期的に確認してみることをお勧めします。

2. 安全衛生 熱中症の発生状況と対策

熱中症で搬送された人数は、平成29年5月から7月までに熱中症で搬送された人数は、累計で3万1756人（消防庁公表・速報値）に上り、7月までに3万人を超えたのは3年ぶりとなります。厚生労働省が公表した、平成28年の「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」によれば、近年の熱中症による死傷者は毎年4～5百人台で推移しており、高止まりの状態にあります。

ここでは、近年の熱中症による死傷者推移や熱中症の症状、防止のための対策について取り上げます。

熱中症による死傷者数の業種別の状況

(人)

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・屠畜業	農業	林業	その他	合計
H28	113 (7)	97 (0)	67 (0)	29 (0)	39 (1)	37 (1)	11 (1)	13 (1)	56 (1)	462 (12)
H24～H28合計	664 (44)	449 (16)	296 (4)	169 (11)	183 (4)	132 (6)	52 (4)	42 (4)	332 (11)	2,319 (104)

※ () 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。

(厚生労働省「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」より)

1. 熱中症の発生状況

前述のとおり、職場における熱中症による死傷者は年間400名以上に上っています。業種別にみますと、建設業が最も多く、製造業・運送業と続きます。意外ですが商業での死傷者数も多く、平成28年は全体の約8.4%を占めています。

2. そもそも熱中症とは？

熱中症とは、“高温多湿な環境下において、体内の水分および塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称”です。熱中症になると、重症度に応じて次のような症状が現れます。

熱中症の分類と症状

I 度	<ul style="list-style-type: none"> ●めまい・失神 …「立ちくらみ」のこと 「熱失神」と呼ぶこともあります ●筋肉痛・筋肉の硬直 …筋肉の「こむら返り」のこと 「熱痙攣」と呼ぶこともあります ●大量の発汗
II 度	<ul style="list-style-type: none"> ●頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 …体がぐったりする、力が入らない、など 従来「熱疲労」と言われていた状態です
III 度	<ul style="list-style-type: none"> ●意識障害・痙攣・手足の運動障害 …呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクと引きつけがある、真直ぐに歩けない、など ●高体温 …体に触ると熱いという感触があります 従来「熱射病」等と呼ばれていたものが相当します

(厚生労働省「職場における熱中症の予防について」から抜粋)

3. 企業がとるべき対策

企業には従業員の身体・生命の安全を確保しつつ労働させるため必要な配慮を行う義務(=安全配慮義務)があるので、適切な処置を行わず熱中症を発症させてしまった場合、損害賠償責任を問われる可能性もあります。そのため、熱中症を発症させない事前の準備をしっかりとっておく必要があります。

厚生労働省では、現在『STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン』と題して、以下の熱中症予防対策の徹底を促しています。

9月になれば気温のピークは過ぎますが、それでも日中の気温は高く、油断はできません。また、9月は台風などの影響で湿度が上がりやすく、7・8月とは別の意味で熱中症に注意すべき季節だといえます。さらに9月は日中と夜間との気温差が激しく、体温調整が難しいため体調を崩しやすい時期でもあります。個々の従業員が、油断しがちな時期だからこそ、企業として十分な注意喚起と予防対策を続けるべきでしょう。

外的環境は生産効率などにも大きく影響するものです。今回は暑さについて取り上げましたが、今一度、自社の労働環境は従業員の生産性を損なうものではないか、確認するきっかけとしても捉えていただければ幸いです。

『STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン』実施事項

STEP1	暑さ指数 (WBGT 値) の把握
	※暑さ指数 (WBGT 値) : 気温に加え、湿度、風速、輻射 (ふくしゃ) 熱を考慮した、身体に影響する暑さの環境における熱ストレスの評価を行う指数。単位は気温と同じ摂氏度 (°C) で示されますが、その値は気温とは異なります。
STEP2	測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう
	●暑さ指数を下げるための設備の設置
	●休憩場所の整備
	●涼しい服装等
	●作業時間の短縮…暑さ指数が高いときは、作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。
●熱への順化…暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。	
●水分・塩分の摂取…のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。	
●健康診断結果に基づく措置…①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。	
●医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
●日常の健康管理等…睡眠不足や前日の飲みすぎはないか、また当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。	
●労働者の健康状態の確認…作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	
STEP3	熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう
	●暑さ指数の低減対策は実施されているか
	●作業の中止や中断をさせなくてよいか
	●各労働者が暑さに慣れていないか
●各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか	
●各労働者の体調は問題ないか	
●異常時の措置…あらかじめ、近くの病院の場所を確認しておき、少しでも異常を感じたらすぐに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。	

(厚生労働省のリーフレットから抜粋)

Q & A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、2ページ目の『熱中症の発生状況と対策』に関連する豆知識をお伝えします。



Q. 地域や年齢によって熱中症の発生リスクに差はあるのでしょうか。

A. 環境省の資料から熱中症発生の相対リスクについてご案内します。

地域別の相対リスク

北海道	東京	大阪	沖縄
6.75	1.00	0.96	0.30

年齢別の相対リスク (東京都)

少年 (7~17 歳)	成人 (18 歳~64 歳)	高齢者 (65 歳以上)
0.23	1.00	3.16

日最高暑さ指数 (WBGT 値) 31°C の環境では、北海道の相対リスクは東京の「6.72 倍」、高齢者の相対リスクは成人の「3.16 倍」であることがわかります。そのため、例えば、寒冷地で急に暑くなった日や、高齢者の占める割合が高い現場では、当日の気象条件に応じて一層の対策を検討する必要があります (熱中症患者の発生は様々な要因が影響するため、本データはあくまで参考値となります)。

(2010~2016 年の消防庁熱中症搬送者データより推定)
(環境省「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2017」から抜粋)

3. 提 供

『経営に役立つビジネスレポート』を無料でご提供いたします！

弊所がお届けする“ビジネスレポート”は、経営に役立つ情報が満載です！
 例えば「**マネジメント関連**」では経営戦略、企画・営業、広報、生産・物流、人事管理等の情報を、「**ビジネス関連**」では卸・小売、食品、製造、不動産、情報・通信等の各業界情報を、その他「**ビジネス以外**」では、生活分野、健康、環境、豆知識など、多岐にわたる経営情報を取り揃えております。
 以下の中からお興味があられるテーマがございましたら、弊所あてにお電話いただくか下記フォームに必要事項をご記入のうえFAXをお送りください。
 ご希望のレポートを“無料”にてお届けいたしますので、お気軽にお申し込みください。



今月のおすすめビジネスレポート

マネジメント関連

レポート番号	タイトル	内容
# 1530 (全 6 ページ)	小さな会社の社員満足度を上げるには	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ、社員満足度が大切なのか ・満足するのは社員であって、社長ではない ・社員のモチベーションを軽んじない ・食事などモノで釣ることはできない ・ハード面で勝負をしてはいけない 他
# 1531 (全 11 ページ)	2017 年版中小企業白書の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・2017 年版中小企業白書の全体像 ・新事業展開の促進 ・人材不足の克服 ・上手な白書の“使い方”
# 1535 (全 7 ページ)	経理担当者が迷いやすい固定資産の会計・税務	<ul style="list-style-type: none"> ・判断に迷う固定資産の会計・税務上の処理 ・取得時(購入の場合)のポイント ・修理・改良時のポイント ・除却・売却時のポイント

ビジネス関連

# 1537 (全 7 ページ)	国が推進する環境配慮の債券 「グリーンボンド」	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンボンドとは ・グリーンボンド市場の動向 ・ガイドラインから見るグリーンボンド ・日本におけるグリーンボンド市場の可能性
# 1555 (全 6 ページ)	空き家を活用した 高齢者や障害者等向け賃貸住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者に対する住宅供給の新制度 ・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の位置付け ・新たな住宅セーフティネット制度の概要 他

お気軽にご用命ください

TEL >>> 022-292-2351
 FAX >>> 022-292-2352

貴社名	ご担当者様		部署・所属
所在地	〒		
E-mail	Tel		
ご希望のレポート番号			

※ご記入いただきました個人情報は、ビジネスレポートのご案内およびお届けすることを目的とし、それ以外では利用いたしません。

お困りなことがございましたらお気軽に弊所までご相談ください。